

事 務 連 絡  
令和 2 年 3 月 10 日

各都道府県消防防災主管部（局）  
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁消防・救急課

「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の職員周知について

令和 2 年 3 月 9 日、「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の職員周知について、別紙のとおり、総務省公務員部公務員課から事務連絡が発出されておりますのでお知らせいたします。

各消防本部においては、引き続き、地域の実情、予防・警防・救急等の各職域における業務の実情等に応じ、職員が柔軟な働き方ができるよう、できる限りの取組をお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の消防本部に対してもこの旨を周知いただきますようお願いいたします。

連絡先

消防庁消防・救急課 阿部、田村、佐井

電 話：03-5253-7522

E-mail：shokuin@soumu.go.jp

事務連絡  
令和2年3月9日

各都道府県総務部  
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）  
各指定都市総務局  
（人事担当課扱い）  
各人事委員会事務局

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課

「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」の職員周知について

標記の休暇（いわゆる出勤困難休暇）については、令和2年3月1日付け「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」（総行公第34号）により適切な対応をお願いしたところですが、各地方公共団体におかれましては、当該通知による取扱いについては、庁内イントラネットへの掲示、職員あての通知やメールによるお知らせ、状況に応じた庁内会議での周知などの適切な方法により、職員に広く周知されるようよろしくお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対して速やかにこの旨周知いただくようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

連絡先 総務省自治行政局公務員部  
公務員課公務員第四係  
電話 03-5253-5544（直通）